

大庄コミュニティスペース利用規約

【利用の目的】

第1条

大庄コミュニティスペースは、地域課題の解決につながるようなコミュニティ活性化のための活動団体育成・支援を目的とする。

【施設の位置付け】

第2条

大庄コミュニティスペースは、尼崎市公有財産規則第28条第5号及び第37条に基づく施設であり、行政財産の集会等の使用に関する要綱の地域の住民の使用に供する財産である。

【使用者の範囲】

第3条

大庄コミュニティスペースを使用するためには、別紙「大庄コミュニティスペース利用登録書」を指定管理者に提出し、大庄コミュニティスペースの利用登録者（以下「登録者」という。）にならなければならない。

【用途】

第4条

大庄コミュニティスペースは、第3条に規定する登録者が実施する公益性を目的とし、地域活動団体の情報交換の場や地域住民の交流を促進する事業及び当該事業の準備等に使用することができる。その際は、参加者を限定せず、地域住民の誰もが参加できる事業とすること。

【使用許可の手続き】

第5条

登録者が、大庄コミュニティスペースを使用しようとする場合は、使用日の3か月前の日の属する月の初日から1か月前までに、大庄コミュニティスペース利用申請書及び行政財産集会等使用許可申請書（第1号様式）を指定管理者に提出し、使用の許可を受けなければならない。

- 2 大庄コミュニティスペースの使用を許可したときは、行政財産集会等使用許可書（第2号様式）を申請者に交付する。ただし、申込は先着順とするが、同一の日時の予約申込が同時にあったときは、抽選で決定する。

【使用の制限】

第6条

次の各号のいずれかに該当するときは、大庄コミュニティスペースの使用を認めないものとする。

- (1) 公序良俗を乱すおそれがある場合。
- (2) 宗教、政治的活動及びそれに準ずる行為。
- (3) 呼び込み及び勧誘等を含む営利目的を伴う行為。
- (4) 危険物、爆発物、毒物等を持ち込むおそれがある場合。
- (5) 管理運営上、支障をきたすおそれのあるもの、及び前各号に準ずるものと認めた場合。なお、前各号に該当する場合は、大庄コミュニティスペースを使用中であっても使用を中止させることができる。

【使用料金】

第7条

大庄コミュニティスペースの使用料金は、無料とする。

【使用時間等】

第8条

大庄コミュニティスペースの使用時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、特別の理由があると認めるときは、使用時間及び休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 使用時間

午前9時から午後9時まで

(2) 休館日

ア 木曜日

イ 12月29日から31日まで

ウ 1月1日から3日まで

【駐車場の使用】

第9条

大庄コミュニティスペースを使用する者は、尼崎市立大庄北生涯学習プラザの駐車場を使用できるものとする。

【遵守事項】

第10条

大庄コミュニティスペースを使用する者は、善良な管理者の注意をもって使

用するとともに次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 大庄コミュニティスペースの使用責任者は、承認を受けた使用日時及び使用用途等以外に大庄コミュニティスペースを使用してはならない。
- (2) 未成年者がいる場合は、必ず大庄コミュニティスペースの使用責任者が付き添うこととし、使用責任者以外の未成年者だけでは使用させないこと。
- (3) 使用中みだりに騒音を発する等、大庄北生涯学習プラザ利用者や近隣住民等に迷惑となる行為をしないこと。
- (4) 怪我及び所持品の紛失、盗難、喧嘩等については使用責任者が自己の責任において処理すること。
- (5) 大庄コミュニティスペースへ危険物を持ち込むことやペットを連れて入ってはならない。
- (6) 火災の事故防止に努めること。
- (7) 使用時間に関して第8条第1項第1号に定める使用時間を越えて使用をしないこと。
- (8) 大庄コミュニティスペースでの喫煙をしてはならない。

【原状回復義務等】

第11条

大庄コミュニティスペースの使用責任者は、大庄コミュニティスペースの使用を終了したときは直ちに大庄コミュニティスペースの清掃を行い、設備及び備品の整理整頓、電気の消灯等の確認を行い、指定管理者の点検を受けなければならない。また、ごみ類はすべて持ち帰り、持ち帰りが容易でないものについては処分費用を負担すること。

- 2 大庄コミュニティスペースの使用責任者は、使用により建物部分(室内内装を含む)、設備及び備品を汚損また毀損したときは、直ちに指定管理者に報告し、その損害を賠償しなければならない。

【細則外事項】

第12条

規約に定めのない事項については、その都度、指定管理者と協議の上決定し、定めるところによる。

付 則

- 1 この規約は、令和6年4月1日から施行する。